**号外**

**2021介護報酬制度改定について**

****

**●主な改定内容  
【訪問看護】**（要介護）  
▽20分未満（看護師）：　　　　　　　　　312単位 → （改定）313単位  
▽30分未満（看護師）：　　　　　　　　　469単位 → （改定）470単位  
▽30分以上1時間未満（看護師）：　　　　819単位 → （改定）821単位  
▽1時間以上1時間30分未満（看護師）： 1122単位 → （改定）1125単位  
▽ＰＴ、ＯＴ、ＳＴの場合：１回（20分）　297単位 → （改定）293単位

※1日3回（60分）の場合には10％減算

**【介護予防訪問看護】**（要支援）  
▽20分未満（看護師）： 301単位 → （改定）302単位  
▽30分未満（看護師）： 449単位 → （改定）450単位  
▽30分以上1時間未満（看護師）： 790単位 → （改定）792単位  
▽1時間以上1時間30分未満（看護師）： 1084単位 → （改定）1087単位  
▽ＰＴ、ＯＴ、ＳＴの場合： １回（20分） 287単位 → （改定）283単位

※1日3回（60分）の場合には50％減算: 283単位 → (改定) 141単位

※訪問開始から一年を超える方:１回（20分）283単位 → （改定）278単位

**【（ロ）サービス提供体制強化加算】・・・今年５月より算定開始！**

★５月より算定可能となりました（1回3単位）

※尚、ケアマネさんによるサービス計画の「支給限度額基準額」には含まれません。

**【退院当日の訪問看護】**

これまで「特別管理加算の対象者」でなければ退院当日の訪問ができませんでしたが

４月より「主治医が当日の訪問が必要と認めた場合」は訪問が可能になります。

そのため退院前に利用者様の状態を確認する必要があるため、院内で病院関係者およびご家族で行われる「退院前のカンファレンス」の実施をお勧めします。また、ご家族ご利用者様の不安解消にもなりますので退院当日の訪問を是非ご検討くださいますようお願いいたします。

詳しくは愛あいまでお尋ねください！　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　